

担 当	副 署 長	寺嶋 徹之
	安全衛生課長	高橋 貴大
	電話	0246-23-2255

爆発火災による労働災害防止の徹底を要請

— 5月11日発生の爆発事故を受け、関係団体に文書要請を実施 —

いわき労働基準監督署（署長 針生達矢）では、令和3年5月11日（火）に発生したいわき市内の化学工場の爆発火災による労働災害を受け、同署管内の労働災害防止団体及び危険物を取扱う事業所等の団体に対し、文書（別添）により、爆発火災による労働災害を防止するための対策の徹底を要請しました。

同署では、関係機関と連携して上記労働災害の発生原因等について調査を行うとともに、いわき市内において危険物や化学物質等、爆発火災のリスクが存在する物質を取扱う設備を有する工場等に対し、設備の運転や保守点検、または修繕等の作業を行う場合には、労働安全衛生法令を遵守するとともに、リスクアセスメントの実施等、爆発火災を防止するために必要な事項（下記）を徹底するよう引き続き指導を行うこととしています。

記

爆発火災を防止するために必要な事項

- 安全衛生管理体制等の確立
- 設備の安全対策
- 作業の安全衛生対策
- 安全衛生教育の実施
- リスクアセスメント等の実施

写

いわき基署発0517第1号
令和3年5月17日

一般社団法人いわき労働基準協会 会長 殿

建設業労働災害防止協会福島県支部いわき分会長 殿

いわき市危険物安全協会 会長 殿

いわき労働基準監督署長

爆発火災による労働災害の防止の徹底について（要請）

日頃より、地域における労働安全衛生水準の向上についてご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、いわき市内の化学工場において、爆発火災による労働災害が発生し、複数の労働者が被災されたところです。

災害の発生原因等については現在調査中ですが、危険物や化学物質等、爆発火災のリスクが存在する物質を取扱う設備を有する工場等において、当該設備の運転や保守点検、または修繕等の作業を行う場合は、労働安全衛生法令を遵守するとともに、下記の事項が実施されているか改めて点検し、爆発火災の防止に万全を期するよう、会員事業場に対する周知について、特段のご配慮をいただきますよう要請いたします。

特に、記の5「リスクアセスメント等の実施」について、リスクアセスメントを未実施または設備・工程の変更等により再度実施する必要があると認められる場合は、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」（下記参考参照）を活用する等により、確実に実施されるよう、重ねて周知をお願いいたします。

記

1. 安全衛生管理体制等の確立

- (1) 総括安全衛生管理者の選任と職務の遂行
- (2) 安全管理者の選任と職務の遂行
- (3) 作業主任者の選任と職務の遂行
- (4) 安全衛生委員会の設置・開催及び記録の保存
- (5) 協力会社も含めた安全衛生管理体制の整備

2. 設備の安全対策

- (1) 化学設備の安全対策
- (2) 特殊化学設備の安全対策
- (3) その他設備（予備動力源、防爆設備等）の安全対策
- (4) 定期自主検査の実施及び事後措置の実施
- (5) 避難設備の設置

3. 作業の安全衛生対策

- (1) 定常作業に係る作業規程の策定及び周知徹底
- (2) 設備の改造、修理、清掃等の非定常作業に係る作業規程の策定及び周知徹底
- (3) 異常な事態への対応手順の策定及び周知徹底
- (4) 作業指揮者の選任・作業の指揮
- (5) 発注者から施工事業者に対する化学物質の危険性等に関する情報提供

4. 安全衛生教育の実施

- (1) 雇入れ時、作業内容変更時の教育の実施
- (2) 作業規程についての教育の実施（異常な事態への対応手順を含む。）
- (3) 関係請負人の行う安全衛生教育に対する指導・援助

5. リスクアセスメント等の実施

- (1) リスクアセスメントの実施（設備の改造、修理、清掃等の非定常作業を想定したものを含む。）並びにその結果に基づき講ずるリスク低減措置の実施及び記録の保存
- (2) 安全衛生委員会におけるリスクアセスメント等に係る事項の調査審議

【参考】

厚生労働省 職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

リスクアセスメント支援ツール（職場のあんぜんサイト内）

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>

石油コンビナート等災害防止 3省連絡会議 3省共同運営サイト（事故事例等）

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html